

入札監理小委員会
第743回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第743回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和7年6月25日（水）15：41～16：52

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会

2. 実施要項（案）の審議

○国立研究開発法人情報通信研究機構本部建物設備維持管理等業務

○国立研究開発法人情報通信研究機構未来ICT研究所（兵庫県）設備管理業務

3. 閉会

<出席者>

中川主査、石田副主査、大見副主査、岡本副主査、奥副主査
尾花専門委員、和田専門委員

（本部建物設備維持管理等業務）

（未来ICT研究所（兵庫県）設備管理業務）

情報通信研究機構 財務部 施設室 施設管理グループ

酒井室長

横井主任

情報通信研究機構 未来ICT研究所総合企画室 神戸管理グループ

小嶋室長

五十川グループリーダー

石田主査

生頼主査

情報通信研究機構 財務部 契約室 契約管理グループ

松田室長

小林グループリーダー

（事務局）

後藤事務局長、大上参事官、平井企画官、杉田企画官

○中川主査 それでは、ただいまから第743回入札監理小委員会を開催します。

初めに、国立研究開発法人情報通信研究機構本部建物設備維持管理等業務の実施要項(案)について、国立研究開発法人情報通信研究機構財務部施設室、酒井室長から御説明をお願いしたいと思います。なお、御説明は15分程度でお願いいたします。

○酒井室長 ただいま御紹介いただきました国立研究開発法人情報通信研究機構財務部施設室長の酒井と申します。本日はよろしくをお願いいたします。

説明に先立ちまして、郵送資料の訂正を申し上げます。

資料A-2、実施要項(案)231分の25ページの項番28と60ページの5行目、6行目につきまして、電気設備責任者の資格要件を訂正いたしました。正しくは、後から送付いたしました差し替え版のとおり、「受変電設備の点検整備業務について、実務経験及び作業の指導・管理の経験が合計15年以上あること」となります。郵送後の訂正となり大変申し訳ございませんが、御確認いただけますと幸いです。

改めまして、国立研究開発法人情報通信研究機構本部建物設備維持管理等業務について、御説明させていただきます。

初めに、業務の概要について御説明いたします。資料A-2、実施要項(案)231分の3ページと資料A-3を御覧いただければと思います。

当機構は、情報通信分野を専門とする我が国唯一の公的研究機関といたしまして、情報通信技術の研究開発を基礎から応用まで統合的な視点で推進しております。あわせて、大学、産学官、自治体など国内外の研究機関と連携し、研究開発成果を広く社会へ還元し、イノベーションを創出することを目指しております。

本業務は、同機構の本部において、施設を安全で良好な状態に保ち、職員や来訪者など施設の利用者の快適性、安全性、衛生などを確保するよう維持管理業務を適切に実施することを目的としております。

当機構の本部でございますが、東京都小金井市と小平市の市境付近に設置されております。敷地面積は約12万500平方メートル、延べ床面積は約6万4,400平方メートルでございます。建物数は、実施要項(案)120ページから122ページの別添Vのとおり、小さい倉庫まで合わせて全部で51棟でございます。

当機構の本部は、国立研究開発法人情報通信研究機構法に基づく業務として、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する研究、宇宙天気予報の実施、日本標準時の通報、無線設備の機器の試験及び較正、サイバーセキュリティに関する演習・訓練等や、その他情報通

信に係る各種研究開発の主要拠点となっております。また、総務、財務をはじめとする研究支援部門の主要拠点となっております。

本部建物設備維持管理等業務の業務内容は、資料A-3のとおり、Ⅰ. 統括業務、Ⅱ. 定期点検及び保守業務、Ⅲ. 運転・監視及び日常点検・保守業務、Ⅳ. 警備業務の4つで大別しております。

Ⅰ. 統括責任者業務でございますが、維持管理業務全体の管理及び改善提案等を行うものでございます。

Ⅱ. 定期点検及び保守業務は、建築、電気設備及び機械設備において、法令上または保全上必要な定期点検等を行うものでございます。

Ⅲ. 運転・監視及び日常点検・保守業務は、建築、電気設備及び機械設備について、保全上必要な日常的な運転・監視や点検を行うものでございます。

Ⅳ. 警備業務は、防犯・防災に係るシステムの管理、立哨による監視、巡回監視、駐車場の管理、入退室管理システムの運用及び受付等を行うものでございます。

作業期間でございますが、令和8年4月1日から令和13年3月31日の5年間を予定しているところでございます。

本業務の契約状況等の推移は、資料A-4に記載しております。

令和2年度に実施いたしました前回の入札、平成27年度に実施した前々回の入札では、市場化テストの対象案件ではございませんでしたが、通常の一般競争入札として実施しておりました。いずれも応札が1社のみであり、競争性が発揮されていないことが大きな課題であると認識しているところでございます。

こうした現状を踏まえまして、今回の入札では事業者の参入を促進するための改正を計画しております。ここからは、実施要項（案）により今回の入札で改正した主なポイント3点を御説明いたします。

まず、1点目でございますが、入札要件の緩和と精査でございます。資料A-2、実施要項（案）231分の5ページ、1.1.1管理業務全般に係る業務を御覧ください。

入札参加共同企業体による参加について、前回の入札までは可能としておりませんでした。要件を緩和し、これを可能としています。

あわせて、25ページから28ページの評価項目を整備いたしました。必須項目を各業務において必要十分な程度かつ業務規模となるよう、また、記述も内容のイメージが付きやすい記述になるよう、項目の削除や見直しを行っております。また、法令で義務づけら

れていない資格要件については、必要な範囲で加点項目としております。

2点目でございますが、現行の事業者からの引継ぎの明文化でございます。資料A-2、実施要項（案）231分の7ページ、1.1.6業務の引継ぎを御覧ください。

（1）現行の事業者からの引継ぎにつきまして、従前の仕様書では取決めをしておりませんでした。仕様を明確化し、「事務引継ぎに必要となる経費は、現行の事業者の負担となる」と記述いたしました。

また、（2）本業務終了の際の引継ぎにつきましても、従前の仕様書では取決めておりませんでした。仕様を明確化し、「業務引継ぎに必要となる経費は、本業務の受注者の負担となる」よう記述をいたしたところでございます。

3点目につきましては、入札検討機会と履行準備期間の見直しでございます。資料A-2、実施要項（案）231分の11ページ、4.入札に参加する者の募集に関する事項等を御覧ください。

（1）入札の実施手続及びスケジュールにつきまして、前回の入札では入札説明会を1回のみ実施しておりました。今回は、情報提供の機会増加により、応札者を獲得、競争性を確保すべく、入札説明会を2回、施設見学会を1回開催することといたしました。入札説明会の日程などの詳細は、当機構のウェブサイトにて速やかに公表するなど、周知徹底を図りたいと考えております。各事業者へより丁寧な説明の場を複数回設けることで、事業者が新規参入の検討を行うに当たり、業務内容などを把握できるよう努めてまいりたいと思っております。

また、前回の入札では、入札公告期間を約1か月間、履行準備期間を6日間としておりました。今回、各工程において入札参加者の入札検討や落札後の引継ぎにおいて余裕を持ったスケジュールを確保するため、入札公告期間を約2か月間、引継ぎ期間を約1か月半といたしました。この点についても、より多くの事業者が入札への参加を検討できるようにしております。

最後に、情報開示について御説明いたします。資料A-2、実施要項（案）231分の29ページ、別紙2、従来の実施状況に関する情報の開示を御覧ください。

前回の入札では情報開示はしておりませんでした。今回、従来業務の実施に要した経費、人員、業務対象となる建物や設備の概要、業務の実施方法、業務区分を開示することといたしました。これにより現在契約を締結していない事業者についても、業務に係る内容、必要経費、業務量などの把握が可能となりますので、新規事業者の参入促進が図ら

れることになると考えております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中川主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について御質問、御意見のある委員は御発言をお願いします。

岡本委員、お願いいたします。

○岡本副主査 大きな点が1点あるのですが、特に資料A-3で御説明いただきましたが、今回、競争性を確保するという観点から、いろいろ工夫されているということは、よく頑張っていたと思うのですが、業務の点からの分割というのは可能ではないのでしょうか。特に保守点検、あるいは定期点検と運転・監視を1つのグループとして、もう一個、警備業務、これを2つに分けるということは難しいのでしょうか。

○酒井室長 御質問いただき、どうもありがとうございます。

こちらの質問につきましては、当機構の施設室施設管理グループの横井主任より御説明させていただきたいと思っております。

○横井主任 すみません、施設管理グループ主任の横井です。

ただいま御質問いただいた業務の例えば設備や電気等の分割はできるのかということですが、本部の電気設備や機械設備、それぞれ保守等が綿密に関係しておりますので、分割をしますと、本業務の目的としております維持管理を長期的かつ安定的に行うことが難しいと考えており、今回の仕様では電気や設備等を一括にした形での入札と、これまでも今回も設定しております。

以上です。

○岡本副主査 すみません、私の質問は、警備業務とそれ以外の保守点検は分けられないのでしょうかという質問ですけれども。

○横井主任 横井のほうから引き続き回答させていただきます。

警備業務についても、安全面や受付、あと防災設備などの監視を司令塔が実施しております、その部分で設備や電気関係と切離しはできない、難しいと考えております。

以上です。

○岡本副主査 質問は、警備業務を1つの事業として、それから保守点検を別の、2つの事業として応札することはできないのかという質問ですけれども。

○酒井室長 施設室長の酒井のほうから御説明させていただきます。

こちらについては、これまでも警備業務と設備関係の保守等について、併せて契約をしてきたところがございます。こちらにつきましては、監視業務の中で今、横井もお話ししましたとおり、設備関係と連携する部分もございまして、情報伝達等とか、そちら等を考えますと、同一業者に発注することが適当であろうということで、これまでは、そのような対応をしてきたところがございます。今回についても、そのような考えで計画を進めているところがございます。

以上でございます。

○岡本副主査 そうすると、共同体を設置するということは認められるけれども、別の事業というような形で2つの業務に分けて発注することは難しいというふうに理解すればいいのですか。

○酒井室長 そのような御理解でよろしいかと存じます。

以上です。

○岡本副主査 分かりました。ありがとうございます。

それから、主査、すみません。実施要項（案）について御質問が7件、8件あるのですが、今申し上げてよろしいのですか。それとも後に事務局を經由して答えてもらう形にすればよろしいでしょうか。

○大上参事官 事務局でございます。審議に関係することであれば今だと思えますけれども、細かい確認のみでしたら事務局通してと思えます。中身によるのかなと思えますけれども。

○岡本副主査 なるほど、分かりました。

○中川主査 石田委員、お願いいたします。

○石田副主査 本件の次に未来ICT研究所の入札実施要項（案）を検討することになっています。私は、それぞれの業務が似ているのか、違うのかよく分かりませんが231分の7ページ以降のサービスの質の設定について2つの実施要項（案）が似ているけれど違うところがある。それらはそれぞれ適切なのかどうか教えていただきたい。例えば「業務継続性の確保」だと、こちらは「受注者の管理の不備に起因する停電・空調停止・断水が発生しないこと」となっているのですが、未来ICT研究所では、同じ「業務継続性の確保」で、「本業務の不備に起因して業務の中断（停電、断水、エレベーター閉じ込め・実験機器の停止等）となる事態が発生しないこと」となっています。こちらに載っていないのはエレベーターの閉じ込めと実験機器の停止ですが、それは記載しなくてもいいのでし

ようか。

○酒井室長 大変お待たせいたしました。御質問どうもありがとうございます。

そちらの質問につきましては、当機構施設管理グループの横井主任のほうから説明させていただきます。

○横井主任 施設管理グループ主任の横井です。回答させていただきます。

本部と未来 I C T 研究所の実施要項（案）の「業務の継続性の確保」に関する記載の違いについての質問と理解しました。

本部のほうに入っていないエレベーターの閉じ込めや実験機器の停止についてなんですけれども、本部では、エレベーターの保守や点検等を別業務として発注しております。また、実験器具の停止などに関する保守についても各研究所や研究室が発注しております。そのため本部の実施要項（案）には含んでいない形となります。

以上です。

○石田副主査 御説明ありがとうございました。

では、同じように環境への配慮ですが、未来 I C T 研究所は、「フロン漏えい等の適切な監視」とあって、こちらには、それがない。ただ見ると、業務の中にフロン排出抑制法に基づく空調簡易点検というのがあるのですが、これは入れなくて大丈夫ですか。

○酒井室長 御質問ありがとうございます。こちらにつきましても、施設管理グループの主任の横井のほうから御説明を差し上げます。

○横井主任 ありがとうございます。おっしゃるとおり、作業自体には含めておりますので、継続性の部分についても追記をちょっと検討したいと思います。ありがとうございます。

以上です。

○石田副主査 ありがとうございます。環境への配慮のところですね。

すみません、続けて、今度は9ページの光熱水費ですが、「ただし、受注者は節電・節水に十分心がけるものとする」とあります。私どもの官民競争入札等監理委員会の標準例だと、「過去の実績と比べて合理的な理由なく著しい使用量の増加が認められた場合には、民間事業者に負担を求める場合もある」という記載です。これは記載しなくてもいいのですか。大丈夫ですか。

○酒井室長 御質問ありがとうございます。こちらについては、御指摘のとおりかと思えますので、記載する方向で検討させていただきたいと思えます。

以上でございます。

○石田副主査 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○酒井室長 ありがとうございます。

○中川主査 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

尾花委員、お願いいたします。

○尾花専門委員 尾花より御質問を1点お願いしたいと思います。

実施要項（案）の231分の9ページに請負費の減額という定めがございました。減額の手法について、実施要項（案）に書かれているのかどうかを教えてください。

質問の意図としては、入札のハードルを下げるには、減額というような応札者に不利な条件は明確に計算式等を書かれておいたほうがいいのではないかという点から質問をいたしました。お願いします。

○酒井室長 御質問いただきありがとうございます。そちらの件につきまして、施設室長の酒井のほうから御説明させていただきます。

確認させていただいたところ、委員より御質問いただきました事項は記載されていないようですので、こちらについては確認の上、記載する方向で検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○尾花専門委員 ありがとうございます。すみません、追加でもう一点なのですが、従来の実施状況に関する情報の開示の項目において使用した施設を説明する部分があるのですが、一般的には常駐する方々の詰所みたいなものの地図というか、場所を示したりするのですが、そういう形ではなく、これは施設全体と単に記載されているように思うのですが、常設する方が常にいらっしゃる場所みたいなのはございますか。その場所を示す地図があったほうが、新しい業者がどんな形で業務が遂行するのかという推測ができるように思いましたので、質問しました。

○酒井室長 御質問いただきありがとうございます。こちらの質問につきましては、施設室長の酒井のほうから御説明させていただきます。

実施要項（案）の231分の226ページを御確認いただければと思いますけども、こちらに共用品リストということで書いてありまして、そこに設置場所等は書いてありまして、そちらに常駐していただくような整理としております。

以上でございます。

○中川主査 尾花委員、よろしいでしょうか。

○尾花専門委員 ありがとうございます。そうすると、実施要項などに図面を添付するのは秘密保持上とかセキュリティ上、まずいということでお示しにならず、むしろ、今回は現場説明会等で業務の内容を理解していただく試みをされているというふうに理解していますか。

○酒井室長 御質問ありがとうございます。こちらにつきましては、施設室長の酒井のほうからお答えいたします。

御認識のとおり、図面の提供については、セキュリティ上の観点から必要最小限の開示としております。詰所等の詳細につきましては、説明会等で行っていく予定でございます。

以上でございます。

○尾花専門委員 ありがとうございます。

○中川主査 石田委員、お願いいたします。

○石田副主査 すみません、先ほどのサービスの質のところ追加というか、緊急時について、未来 I C T 研究所と書きぶりが違って、未来 I C T 研究所は、「地震・火災等の緊急事態が発生し、当機構がその業務の一部又は全部を停止した場合において、本研究所が機能を復旧する過程で、本業務の不備に起因した復旧の遅れがないこと」という記載です。こちらは、「落雷又は事故により全館停電が発生した場合、電気主任技術者が 2 時間以内に駆け付けられないことによる調査・処置の遅れが発生しないこと」とあります。それぞれ違っていいのか、あるいはお互いに漏れとか過重なものがあるのか。

あと、こちらは「全館停電が発生した場合」とあるのですが、最初の説明だと 5 1 棟ですよね。5 1 棟全部停電した場合は 2 時間だけれど、一部停電なら 2 時間以内に来なくていいということなのか、その辺を教えてください。

○酒井室長 御質問いただきありがとうございます。本件につきまして、施設室長の酒井のほうから御説明いたします。

御指摘どうもありがとうございます。全館というのは、主に外部から特別高圧受電しておりまして、その停電が発生するとイコール全館停電発生するという想定の下、電気主任技術者との調整というふうには書いておりましたが、確かに、こちらの部分の書きぶりについては曖昧な部分がございますので、こちらのほうは見直しを検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○石田副主査 よろしくお願ひします。

○中川主査 ほかに御意見、御質問のある委員はいらっしゃいますか。

岡本委員は、御発言可能ですか。

○事務局 事務局でございます。岡本委員、音声聞こえていますでしょうか。

○岡本副主査 反応が遅くて申し訳ありません。ちょっと状況が悪いので、大変申し訳ありません。事務局に今日、メールで提出させていただきます。申し訳ありません。

○事務局 事務局でございます。岡本委員から御連絡がございまして、音声状況が悪いので、メールで質問を事務局のほうに寄せていただけるということですので、そちらで対応させていただきたいと存じます。後ほど実施機関に御対応をお願いしたいと存じますので、NICT様、よろしくお願ひいたします。

○中川主査 では、ほかに御質問、御意見のある委員いらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

○奥副主査 すみません。手を挙げるのが遅れてしましまして、申し訳ございません。

○中川主査 いいえ、大丈夫です。奥委員、お願ひします。

○奥副主査 先ほど一部御指摘のあった環境への配慮のところですが、資料A-2、231分の8の表のところ、それと後ろのほうにも出てきますが、こちら、「産廃の違法な処理が発しないこと」というふうにあります、そもそも法令違反をしないことというのは当たり前のことでして、これを実施要項の指標として位置づけること自体が適切かどうかというところに非常に疑問がございまして、

フロン排出抑制法に基づいて点検するというのを、こちらに盛り込んでいただくのはいいのですけれども、不法投棄を発生させないなんていうのは当たり前のことなので、廃棄物処理法に基づいてマニフェストでしっかりと管理していただいて、そのマニフェストが戻ってきているかどうかというところをちゃんと確認していただくということで、違法な処理がなされていない旨は、排出事業者がしっかりと確認するのは当たり前のことですので、そもそもこれをここに上げるべきかどうかというところ、これを書いている理由ですね。それを確認させていただければと思います。

○酒井室長 御質問いただきありがとうございます。こちらの質問につきましては、施設室長の酒井のほうから御回答させていただきます。

委員の御指摘のとおりでございます。法令を遵守することは当たり前のことですので、

こちらについては削除する方向で検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○奥副主査 ありがとうございます。先ほどの御回答ですと、こちらにフロン排出抑制法に基づく点検の話は入れるということですね。

○酒井室長 はい、そのとおりでございます。

○奥副主査 分かりました。あともう一点よろしいでしょうか。

○中川主査 どうぞ。お願いいたします。

○奥副主査 後ろのほうの表で加点要素として、ISO14001、環境マネジメントシステムの認証を受けていることというのがあるのですが、それはもちろん入れておいていただいてよろしいかと思うのですが、環境省がガイドラインを策定していて、認証登録制度をつくっているエコアクション21という日本版の環境マネジメントシステムの認証登録の仕組みがありまして、そちらを入れない理由というのは何かございますか。

ISOでもエコアクション21でもどちらでもよろしいかと思うので、できたら両方入れておいていただいたほうがいいかなと思って伺います。

○酒井室長 御質問いただきありがとうございます。こちらの質問につきましては、施設室長の酒井のほうから御説明申し上げます。

御指摘ありがとうございます。こちらについては含める方向で調整してまいりたいと思います。

以上でございます。

○奥副主査 ありがとうございます。私からは以上です。

○中川主査 奥委員、ありがとうございました。

ほかに御意見、御質問のある委員はいらっしゃいますでしょうか。

尾花委員、お願いいたします。

○尾花専門委員 すみません、1点教えてください。実施要項（案）の24ページで、必須項目に「当機構が必要とする役務について、これと同様の内容及び規模のサービス提供の実績を有する者であるか」と実績を上げておられ、一般的には、このような大規模なものの実績を求めることはハードルになるのですが、機構としてはどうしても必要だということをお考えでしょうか。

○酒井室長 御質問いただきありがとうございます。本件に関する御質問の回答は、施設室施設管理グループの横井主任のほうから回答させていただきます。

○横井主任 施設管理グループの横井です。回答させていただきます。

実施要項（案）の24ページの評価項目の14に関する御質問と理解しました。こちらですけれども、今挙げていただいたとおり、電気や設備・警備といった、いろんな包括的な業務として、広い敷地の研究機関の建物の総合的な管理を目的としていることから、これと同等の業務実績があることで、安定かつ適切な履行を求めるために、この評価項目を必須としております。

以上です。

○尾花専門委員 ありがとうございます。これの書き方ですけれども、「同様の内容及び規模」といった場合には、規模という意味では、この広い施設の規模という意味ですかね。機器全体を指すのですか、それとも建物の平米数を指すのでしょうか。「同様の内容」というのは、定期点検とか警備とか、何か同様の内容とか規模といった場合には、機械の台数なのか、設備全体の大きさなのかとか、もう少し書けると、自分ならできるかできないかと応札を考える方のヒントにはなると思うのですが、もう少し詳しく書いていただくということは可能でしょうか。

実績を求めてはならないと思っているわけではないのですが、機構がどういう実績が欲しいのかというのを明確にすることによって、むしろ、入りたいと思っていた業者が、明確に自分が入れると分かって、実施要項の書き込み方としてはよい方法なのではないかと考えるのですが。

○横井主任 横井から回答させていただきます。ありがとうございます。

この評価項目14の内容や規模について、もう少し入札の検討としてイメージのしやすい形になるように、数値などを書くような形で検討したいと思います。ありがとうございます。

○尾花専門委員 ありがとうございます。御無理のない形で、むしろ明確になっているのであれば書いていただくほうがたくさん良い業者が入ってくる可能性が増えると思いますので、よろしくをお願いします。

○横井主任 ありがとうございます。

○中川主査 ほかに御質問、御意見のある委員はいらっしゃいますか。

石田委員、お願いします。

○石田副主査 すみません、五月雨式で恐縮ですが、サービスの質の確保のところの平常時の安全性の確保のところ、けがと物損事故ですけど、こちらの業務では上下水道の水

質検査とか空調とかありますよね。けが、物損だけではなく、病気というのですか、具合が悪くなるというのは入れなくても大丈夫なのでしょうか。

○酒井室長 御質問いただきありがとうございます。本件に関する回答は、施設室長の酒井のほうからさせていただきます。

御指摘いただきどうもありがとうございます。病気についても追記するような形で対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○石田副主査 ありがとうございます。よろしくお願いします。

○中川主査 ほかに御意見、御質問のある委員はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。すみません、見落とししておりましたらお声を上げてください。よろしいですかね。

では、事務局から何か確認すべきことがあればお願いいたします。

○事務局 事務局でございます。

御指摘いただいた点を申し上げたいと思います。231分の8ページの一番上の平常時の部分ですが、石田委員から御指摘のございました病気についての追記を御検討するという事で整理しております。

その下の環境への配慮の部分で、石田委員と奥委員から御意見ございましたので、現記載を見直しまして、フロン廃止抑制法の観点で記載のほうを見直す予定でございます。

最後の緊急時の部分の記載でございまして、こちらも石田委員から御意見ございました部分でございますので、記載内容につきまして御検討いただければと思います。

次の231分の9ページ、尾花委員から御指摘のございました減額の部分でございますが、恐らく、こちらの3行目の最後のところに「請負費の減額」と記載がございますので、こちらの部分の計算式のほうの追記など、記載方法の見直しをいただければと思います。

続きまして、同じページの(2)光熱水費の部分の記載につきましても、石田委員から御意見ございましたので、見直していただければと思います。

続きまして、231分の24ページ、項番9のISOの部分でございまして、こちらの部分、エコアクションに関する記載方法等を見直すということで御意見いただいております。

一番下の14番の部分の記載につきましても、尾花委員から御指摘ございまして、よりイメージが明確化となるよう修正をいただくということで整理しております。

岡本委員から後ほどメールいただきまして、そちらの部分、検討させていただければと

思います。

以上でございます。

○中川主査 ありがとうございます。何か欠けている点等あれば、委員のほうから御発言をお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、本日の審議を踏まえまして、国立研究開発法人情報通信研究機構におきまして引き続き御検討いただき、事務局を通して各委員が確認した後に手続を進めるようお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

○酒井室長 ありがとうございます。

○事務局 NICT様、本日はありがとうございました。御審議は以上となりますので、施設室の酒井室長、横井主任におかれましては退室ボタンを押して御退室されてください。

○酒井室長 ありがとうございます。退室いたします。

○事務局 契約室の松田室長、小林グループリーダーにおかれましては、このままお残りください。

(国立研究開発法人情報通信研究機構退室)

○中川主査 引き続き、小委員会の再開に向けて準備を行いますので、しばらくお待ちください。

(国立研究開発法人情報通信研究機構未来ICT研究所入室)

○中川主査 それでは、ただいまから第743回入札監理小委員会を再開いたします。

国立研究開発法人情報通信研究機構未来ICT研究所設備管理業務の実施要項(案)について、国立研究開発法人情報通信研究機構未来ICT研究所総合企画室、小嶋室長から御説明をお願いしたいと思います。なお、御説明は15分程度でお願いいたします。

○小嶋室長 それでは、始めさせていただきます。

情報通信研究機構未来ICT研究所総合企画室室長の小嶋と申します。よろしく願いいたします。

初めに、対象施設の概要について御説明いたします。資料B-2、実施要項(案)3ページ、1.1.本業務の詳細な内容を御覧ください。

当機構は、情報通信分野を専門とする我が国唯一の公的研究機関として、情報通信技術の研究開発を基礎から応用まで統合的な視点で推進し、同時に、大学、産業界、自治体、国内外の研究機関などと連携し、研究開発成果を広く社会へ還元し、イノベーションを創

出することを目指す国立研究開発法人です。

当機構未来 I C T 研究所神戸フロンティア研究センターでは、5つの研究室の下、卓越した I C T 機能につながる新奇材料や構造、機能を創出するフロンティア I C T 技術や新規 I C T デバイス技術、生物の仕組みを解明して I C T への利活用を目指すバイオ I C T 技術の研究に取り組んでいます。

当研究所は、兵庫県神戸市西区に所在し、敷地面積は 8 万 8, 1 9 6. 8 9 平方メートル、延べ床面積は 1 万 8, 6 3 9. 3 8 平方メートルです。

仕様書別冊添付②、2 2 2 ページに記載してございますが、建物数は小さな倉庫まで合わせますと全部で 3 3 棟ございます。

次に、本業務の業務内容について御説明いたします。資料 B - 3 を御覧ください。

本業務は、当研究所において、施設を安全で良好な状態に保つため、建物・設備の維持管理を行うことを目的としています。

本業務の業務内容は、統括管理業務、設備管理及び保守点検業務、警備業務、環境衛生管理業務、廃棄物処理業務並びにその他の業務に大きく分けられます。

統括管理業務は、本業務全体の管理及び作業実施計画の作成等の総合調整を行うものです。

設備管理及び保守業務は、建築、電気設備及び機械設備について、法令上または保全上必要な定期点検及び日常的な運転確認等を行うものです。

警備業務につきましては、施設の警備システムや総合情報監視システムを監視することで、火災や不測の事故等への応急対応、報告及び連絡を行うものです。

環境衛生管理業務は、室内環境測定、水質検査及び有害物質排水施設点検などの業務を行うものです。

廃棄物処理業務は、施設で生じた一般廃棄物の分別収集、運搬及び処分を行うものです。

そして、その他の業務につきましては、雨水槽、雨水会所、側溝などの維持・清掃作業及び厨房関係施設の維持・清掃作業が含まれています。

作業期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日の 3 年間で予定しております。

次に、実施要項（案）において前回の入札から改正しました主なポイントについて御説明いたします。

前回の入札及び前々回の入札では、市場化テストの対象案件ではなく、通常の一般競争入札として実施してはいましたが、いずれも応札が 1 社のみであり、競争性が発揮されて

いないことが大きな課題であると認識しております。

前回入札時の入札不参加者へのヒアリングにおいて、業務全体の規模が大きいことから、見積り取得の負担がかかる、また人員の確保が難しいといった理由から、仕様書を取得したものの、入札参加に至らなかったという事例がございました。

このヒアリング結果等を踏まえまして、今回の市場化テストにおいて事業者の参入を促進するための改正を計画しておりますので、その主なポイントについて御説明いたします。

改正ポイント1点目として、本業務のうち比較的特殊性のある業務を分離いたしました。具体的には、前回まで本業務に含まれていた昇降機設備保守業務と特殊ガス設備保守業務の一部を分離し、別契約とする予定です。

これら2つの点検業務は、それぞれエレベーターや特殊ガス検知器などのメーカーによる専門的な知見を要する業務であり、従来から点検業務全体、また大きな部分を再委託することで実施されてきました。今回、この比較的特殊な2業務を単独化することによって、本業務への入札参入障壁を緩和したいと考えています。

改正ポイント2点目として、資料B-2、4ページに記載のとおり、今回の入札から入札参加共同企業体による参加が可能であることを明記いたしました。これにより単独で本業務全体を実施する人員確保が困難な事業者や、要求する資格や実績を満たすことが難しい事業者に対して、共同企業体での入札参加の機会を確保し、競争性を担保したいと考えています。

改正ポイント3点目として、入札スケジュールの見直しを行いました。前々回の入札では29日、前回の入札では37日の公告期間となっていたところ、今回の入札においては、資料B-2、10ページ、4.(1)入札の実施手続及びスケジュールに記載のとおり、入札説明会、現場説明会及び質疑期間を含めて60日の公告期間を確保いたします。加えて業務開始前の引継ぎ期間を90日程度確保いたします。このとおり余裕のある入札スケジュールを設定し、新規事業者に対しても入札参加者及び業務引継ぎにおいて十分な準備期間を設けております。

改正ポイント4点目として、落札者決定のための評価基準の見直しを行いました。237ページの別紙2、評価項目一覧表に記載のとおり、今回の入札から本業務の業務全体や実施体制の提案について、加点項目で事業者の創意工夫を高く評価いたします。また、施設保全に関する提案や改善の過去実績についても高く評価することにいたします。これらの評価基準の見直しによって、新規事業者の参入を促進したいと考えています。

最後に、情報開示について御説明いたします。資料B-2、239ページ、別紙3、従来の実施状況に関する情報の開示を御覧ください。

前回までの入札では、従来の実施状況に関する情報開示はしていませんでしたが、今回の入札から従来の経費、人員体制、必要な専門資格、実施フローなどを事業者の開示します。特に業務ごとの実施に従来要した人員や資格を詳細に開示することで、今まで参入していなかった事業者が業務イメージを分かりやすくお伝えして、実施体制の検討や見積りの負担を軽減することで入札参加を促したいと考えています。

簡単でございますが、御説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

○中川主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

石田委員、お願いいたします。

○石田副主査 御説明ありがとうございました。

253分の6のサービスの質の設定ですが、平常時、安全性の確保ということで、けがと物損事故が発生しないことというのがあるのですが、こちらの資料B-3を見ますと、環境衛生管理ということで、水質とか貯水槽の洗浄とか、あとは厨房関連設備の維持作業というのもあるので、これはけが、物損だけではなく、体調不良とか疾病というのは入れなくてもよいのでしょうか。

○小嶋室長 御質問ありがとうございます。こちらにつきましては、神戸管理グループの石田主査より回答させていただきます。

○石田主査 NICTの石田と申します。よろしく願いいたします。

御質問ありがとうございました。平常時の指標、業務全体の質の基準として、現在、けがなどを御指摘のとおり入れておりますが、水槽や汚水槽の点検についても業務に含まれていますので、おっしゃった点も含んでよいかと考えます。

ただ、今回、この指標、けがなどを設定したのは、受注者の安全性というよりは、職員、利用者の基準として設けておりますので、その辺も踏まえて検討させていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○石田副主査 ありがとうございます。よろしく願いします。

それと、前の本部のところでも聞いたところですが、今度、業務継続性の確保のところにてエレベーターの閉じ込めとあるのですが、今回、エレベーターの保守点検は別事業で、

枠の外に出されたのですよね。だけど、一応、エレベーターの設備、異常監視業務は残っているのですが、エレベーターの閉じ込めは要りますかというのが1つ。

それから、実験機器の停止等となっていて、等になると、どこまでが等なのか分からない。実験機器の停止等、どうなのですかね。等というのは、中断に関するもの全てなのか、実験機器だけに関わってくる等なのか、その辺を教えてください。

○石田主査 N I C T、石田でございます。

御指摘ありがとうございます。エレベーターの閉じ込めも今回、業務全体の質の一部として含んでおります。御指摘のとおり、54ページの第5章警備業務で、閉じ込めに関する監視自体は本体に残す予定で今回も考えていますので、そういう意味で、業務全体の質としてエレベーター閉じ込めが発生しないことというのは残しております。

等が分かりにくいという御指摘ですが、おっしゃるとおりだと思います。言葉遣いのところだと思いますので、いろいろなものが含まれてしまわないように直していきたいと思います。いかがでしょうか。

○石田副主査 ありがとうございます。エレベーターの閉じ込めは、閉じ込めがあったら気がつくというのが警備業務ですよね。それなのにエレベーターの閉じ込めを本業務の不備に起因して入れることは適切なのでしょうか。エレベーターが不備なのは警備業務の不備ではないので、そこがちょっと引っかけたのですが、御検討いただければと思います。何が正しいのか、私も分かりませんので。

それと、今度、緊急時の業務継続性の確保の文言が、本部の文言とちょっと違うので、それも2つの施設でどういった書きぶりかを再検討していただけるとありがたいです。

すみません、続いて、次の253分の8のところ、光熱水費ですが、これも本部のところで申し上げたのですが、本委員会の標準例だと、「過去の実績と比べて合理的な理由なく著しい使用量の増加が認められた場合には、民間事業者に負担を求める場合もある」となっているので、可能であれば追記いただければと思います。

私からは以上です。

○石田主査 N I C T、石田でございます。

ありがとうございます。光熱費のところは、標準例をもう一度見直して、書き直し検討させていただきます。ありがとうございます。

○中川主査 ほかに御意見、御質問のある委員はいらっしゃいますか。

尾花委員、お願いします。

○尾花専門委員 評価項目について質問があります。ページは238ページです。

まず、第1番目は(26)と書いてある「設備保全の為の改修提案が採用され、改善された実績があるか」ということについてですが、これは、どのような設備のどの程度の規模という特定をしなくても大丈夫でしょうかという点です。

○小嶋室長 御質問ありがとうございます。こちらにつきましても、現場の石田主査から回答させていただきます。よろしくお願いします。

○石田主査 NICT、石田でございます。

御指摘ありがとうございます。この(26)番については、特に新規事業者の過去実績を評価するために、今回から追加、検討している項目でございます。

ただ、御指摘のとおり、どのような設備、どのような施設でどのような規模に関する改善なのかというのが、このままだと分かりにくいと思われましたので、想定しているのは我々の研究所と同類の例かと思うのですが、その旨が分かるように、もう少し文言を考えてみようと思いますが、いかがでしょうか。

○尾花専門委員 ありがとうございます。実績要件を求めて10点をあげるのであれば、明確に書かれないと、大した設備保全の提案しかしていなくても、こういう書き方をすると10点あげざるを得なくなってしまうと思います。評価項目というのは、発注者側の市場に対するメッセージで、私たちはこんな人に入ってきてもらいたいのだ、こんな人が入ってきたら高く評価するのだというメッセージであるので、せつかく加点を書けば、明確に書かれたほうが絶対いいと思います。

というのが1点と、もう一点なのですが、その上のほうなのですが、例えば(21)番、「高圧ガス保安協会が実施する冷凍機器に関する資格を有しているか」というのは、これは誰がということを書かなくても大丈夫ですか。(21)、(22)、(23)、(24)、(25)についても同じです。

というのは、常駐する人が持っている必要があるのかとか、応札する会社にそういう人がいればいいのかとか、どちらを意味するのかというような特定をしないと、例えば会社に資格を有している人がいるというだけで、加点5点をもらうことができるのかどうかというのは応札業者も悩むことかと思うので、もし明確であれば書かれたほうがいいのではないかなと思います。

○小嶋室長 ありがとうございます。こちら石田主査から回答させていただきます。

○石田主査 N I C T、石田です。

この点も御指摘ありがとうございます。(21)から(24)は必須ではないけれども、保有していると望ましい資格として書かせていただきました。

ただ、御指摘のとおり、誰がという点が、このままだと分からないので、文言を変えたいと思います。意味としては、例えば(11)から記載しているように、本業務の受注者が保有している、もしくは再委託含めて、その体制の中で保有している者がいるという意味ですので、そのことが伝わるように修正したいと思います。

○尾花専門委員 ありがとうございます。

最後の点ですが、前に審議した事業では類似の業務だったのですが、保安とか秘密保持の観点から地図等は出しませんというふうにおっしゃられていました。ところが本件については、機構内部の建物の設計図みたいなものを実施要項に添付する形で出されているのですが、これは大丈夫でしょうかということを質問させてください。

○小嶋室長 ありがとうございます。こちら石田主査、お願いします。

○石田主査 N I C T、石田です。

この業務仕様書に添付している図面等のことですよね。これらは、公告になりますので、出してはいけないものは基本的に載せていないという認識でおります。

○尾花専門委員 分かりました。大丈夫なら結構です。

○石田主査 大丈夫です。

○尾花専門委員 高度な研究をされていてサイバー攻撃とか。いろいろ研究されているところで、内部をこんなに明らかにしても大丈夫なのかなという素人の疑問でしたので、御説明いただきありがとうございます。

○石田主査 ありがとうございます。

○中川主査 ほかに御意見、御質問のある委員はいらっしゃいますか。

奥委員、お願いいたします。

○奥副主査 よろしいですか。ありがとうございます。

委託業務の中に、廃棄物処理業務が入っているのですが、253分の62ページ。こちら拝見しますと、事業系一廃だけを委託業務として任せるということになっているようです。産業廃棄物については、機構が直接、産廃処理業者と契約をする立てつけになっているという理解でよろしいですか。確認させてください。

○小嶋室長 ありがとうございます。こちらについても、石田主査でお願いいたします。

○石田主査 N I C T、石田でございます。

そのとおりで、本業務については一般廃棄物のみを扱う。産業廃棄物については、別契約で準備しておりますので、そういう分類でと思っております。

○奥副主査 分かりました。その点、クリアになれば大丈夫です。非常に細かいところですが、このページで、第1節(2)のアの文章の最後、「。」が2つ重なっています。

○小嶋室長 そうですね、消させていただきます。

○奥副主査 すみません。ありがとうございました。

○小嶋室長 ありがとうございます。

○中川主査 ほかに御意見、御質問のある委員いらっしゃいますか。いらっしゃいましたらお声を出していただけるとありがたいです。よろしいでしょうか。

それでは、事務局から何か確認することがあればお願いいたします。

○事務局 事務局でございます。

御審議いただきありがとうございました。御審議いただきまして、確認させていただきたいというところが、まず、石田委員からいただいたサービスの質の確保のところの実施要項(案)の6ページ、7ページ、安全と緊急時の文言の検討ということで、こちらもう一度、実施機関と検討させていただきます。

また、実施要項(案)の8ページ、こちら光熱費の記載ぶり、こちらは標準例にのっとったような形でもう一度検討させていただきたいと考えております。

次に、尾花先生のほうから、評価項目につきまして、(21)から(25)、主体は誰かというところで、こちらの記載ぶりについて、また検討させていただきたいと思います。

また、(26)につきましても、もう一度検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○中川主査 それでは、本日の審議を踏まえ、国立研究開発法人情報通信研究機構未来ICT研究所におきまして引き続き御検討いただき、事務局を通して各委員が確認した後に手続を進めるようお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

○事務局 ありがとうございました。未来ICT研究所様、NICT様、本日はありがとうございました。御審議は以上となりますので、退室ボタン押して御退室されてください。ありがとうございました。

(国立研究開発法人情報通信研究機構未来ICT研究所退室)

— 了 —